町田市（指導課）会計年度任用職員募集要項

職名	会計年度任用職員（パートタイム）
種別・職種	会計年度業務職員（学校養護員）
業務内容	学校内における在校生の怪我・疾病等の応急処理等
募集人数	１名
募集条件	以下の（１）～（２）をすべて満たすこと （１）養護教諭の普通免許を持っている方 （２）以下の地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・町田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
任用期間	２０２６年１２月１日から２０２６年１２月３１日（任期満了後、勤務成績が良好等一定の条件を満たした場合、再度任用されることがある）
勤務日数	月１６日程度（勤務校の実情により変更する場合有り）
勤務時間	午前８時～午後４時３０分　（実働７時間４５分）
報酬額	月額２１４，５２０円　別途、通勤手当相当分の支給有り
勤務地・部署	町田市野津田町１２９０、町田市立鶴川第一小学校 （再度任用時、勤務校が変更する場合有り）
支払日	当月払い（毎月２１日） （２１日が土日祝日の場合、当該日の前の平日に支払う）
手当	なし（再度任用された場合、勤務条件により期末手当、勤勉手当の支給対象となる場合有り）
休暇	年次有給休暇、その他休暇制度有り
加入保険等	社会保険、雇用保険等勤務条件により加入
身分・服務	地方公務員法を適用、町田市条例等を適用
人事評価	別に定める人事評価表により人事評価を行う
応募方法	以下の応募書類①②を下記応募先へ郵送又は持参にて提出してください。 ①町田市会計年度任用職員採用選考申込書 ②返信用封筒（１１０円切手貼付、返信先を明記）

	※応募書類①は町田市公式ホームページからダウンロードしてください。 ＜提出期限＞２０２６年１１月１７日（火）１７時必着
選考方法	一次選考　書類審査 二次選考　個別面接　※選考結果につきましては、合否に関わらず書面または電話で通知します。
特記事項	・２０２６年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないことを条件とし、選考申込書において、申告・宣誓していただきます。 ※「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照 ・災害が発生した場合、勤務条件に応じて災害対応における業務を行っていただくことがあります。
その他	・提出された書類は返却いたしません。 ・災害が発生した場合、勤務条件に応じて災害対応における業務を行っていただくことがあります。 ・町田市では、求職者等に対するハラスメントを防止するため、求職活動等に関するルールや相談窓口を設けています。詳細は町田市 HP をご確認ください。 https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyousei/jinji/stopharassment.html
採用に関する問合わせ先	〒１９４－８５２０　東京都町田市森野２－２－２２ 町田市役所学校教育部指導課教職員係　会計年度任用職員採用担当 ※「会計年度業務職員（学校養護員・町田市立鶴川第一小学校)」申込 電話番号:０４２－７２４－２１７９

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの